

平成 26 年度
財政援助団体等監査結果報告書

多治見市監査委員

多 監 第 170 号
平成 26 年 11 月 4 日

多 治 見 市 長 古 川 雅 典 様
多 治 見 市 議 会 議 長 嶋 内 九 一 様

多 治 見 市 監 査 委 員
尾 関 惠 一

加 納 洋 一

平成 26 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

I 監査の概要

1 監査の対象

| | |
|-------|-----------------------------|
| 指定管理者 | 社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会 |
| 施設 | 共栄児童館、本土児童館、大原児童館、旭ヶ丘児童センター |
| 所管部署 | 福祉部 子ども支援課 |

2 監査実施日

平成 26 年 10 月 16 日

3 監査の方法

今回の監査においては、以下に掲げる関係書類に基づき、関係職員から説明を聴取し、公の施設の指定管理に関する事務事業において財務運営が適法になされたか、予算が目的どおり効率的に執行されているかを主眼とし、証拠書類の照合を実施、また承合事項として以下の表に示す事項について確認を行ったほか、必要と認められるその他の監査手続を実施した。

【関係書類】

(1) 社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会に提出を求めた資料

- ① 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ② 平成 25 年度貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
- ④ 多治見市児童館児童センターの管理運営に関する協定書第 14 条及び同第 34 条に基づく会計帳簿類（平成 26 年度）
- ⑤ 支出に係る書類（調書及び請求書（平成 26 年 4～8 月支払分）

(2) 福祉部 子ども支援課に提出を求めた資料

- ① 指定管理者公募要領及び仕様書
- ② 選定に関する書類（選定基準・選定結果）
- ③ 多治見市児童館児童センターの管理運営に関する協定書
- ④ 平成 25 年度管理運営業務実施計画書
- ⑤ 平成 25 年度業務報告書
- ⑥ 平成 26 年度管理運営業務実施計画書
- ⑦ 平成 26 年度（4 月～8 月）月報
- ⑧ 支出命令書（平成 26 年度指定管理料支払分）

【承合事項】

| 担当課 | 項目 | 内容 |
|---------------------------|-----------------------|--|
| 子ども支援課 | 指定管理者の評価について | 今回の指定管理期間の中盤となった25年度実績について、どのような評価、指導をされているか。 |
| | 指定管理料について | 指定管理委託料の積算は、川南の児童館の指定管理者ワーカーズコープと同様か、積算の内訳を説明されたい。 指定管理者制度の特徴である経費節減を踏まえた指定管理料であるか説明されたい。 |
| | 災害時、緊急時の対応について | 災害時や事故時等緊急時の連絡・組織体制について具体的に説明されたい。 |
| | | 耐震化の予定はあるか。 |
| 社会福祉法人 多治見市社会 福祉協議会 | 利用促進について | 利用促進に向けた取組み及び成果について説明されたい。 |
| | 地域の団体との連携と地域組織の育成について | 地域の団体との連携のあり方と母親クラブ等地域組織の育成の現状について説明されたい。 |
| | 自主事業について | 自主事業の内容と成果について説明されたい。 |
| | 利用者数について | 利用者数の増減について、またその主な要因について説明されたい。 |

II 監査の結果等

監査対象とした公の施設の指定管理に係る財務及び事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については次のとおりである。

(要望事項)

1. 児童館は、児童の豊かな人格形成を行う上で、地域の教育力を補う機能として非常に重要である。多くの事業を実施し努力されているようであるが、尚一層創意工夫し、地域にあった独自性をもつ魅力ある児童館となるよう利用促進を図られたい。
2. 事故等の対応に関する情報の共有化を徹底し、大きな事故・災害の回避に留意されたい。
3. 社会福祉協議会においては、基金、積立金について適正な金額を研究の上、精査いただきたい。
4. 社会福祉協議会の一般会員の意見が反映される制度の構築を検討されたい。